平成１６年１１月１５日
国　土　交　通　省

「モニター制度」及び「募集要領」

１．目　的

国土交通省は、国民生活や社会経済活動に密着した行政を担っています。そのため、行政の各段階で一般国民の意見・要望等を幅広くお聴きし（広聴）、今後の国土交通行政の施策の企画・立案・実施のための参考としていくことが、ますます重要となっています。

そこで、これまで国土交通行政に余り関心の無かった方も含めて、広く全国の文字通り老若男女の皆様から、国土交通行政の課題に関しインターネットを利用して質の高い意見・要望等をお聴きし、今後の国土交通行政の施策展開の参考とすることを目的として、このたび、**『国土交通行政インターネットモニター制度』**をスタートさせることとしました。

２．募集人員

８００人

※各地方ごとのブロック単位で募集します。（各内訳は「別表１」のとおり）

３．募集期間

平成１６年１１月１６日（火）から１２月５日（日）

４．モニターの資格

日本国内に居住する２０歳以上（平成１７年１月１１日現在）の方であって、インターネットを容易に利用でき、かつ、国土交通行政に対する関心が高くモニターとしての熱意を有する方。（次に掲げる者は除く。）

(1)　国会議員及び地方公共団体の議会の議員
(2)　国土交通行政に関係する常勤の国家公務員及び地方公務員
(3)　国土交通省所管の独立行政法人、特殊法人及び認可法人の常勤の役職員
(4)　(1)～(3)に掲げる者の同居の親族

５．モニターの選定・委嘱

(1)　モニターの選定は、「応募の抱負」等を審査し、各ブロックの都道府県別・性別・年齢別の人口割合等を考慮して行います。

なお、選考結果は、平成１６年１２月末日までにモニターとなっていただく方に直接お知らせします。選考にもれた方にはお知らせしませんので、あらかじめご了承ください。

(2)　モニターの委嘱は、「別表２」の「モニターの遵守事項」に対して「承諾書」を提出した方に「委嘱状」を交付して行います。

委嘱期間は、平成１７年１月１１日 ～ 平成１７年３月３１日です。

(3)　モニターは、居住地域（都道府県）に該当する「ブロック」の所属となります。

６．モニターの仕事

モニターにはインターネットを通じて、次のことを行っていただきます。

(1)　国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「課題」に対して意見書を提出していただきます。

(2)　国土交通省（本省及び所属するブロック）が提示する「アンケート調査」に対して回答書を提出していただきます。

(3)　モニター自身が気付いた「随時意見書」を提出することができます。

なお、第一回目の「課題」は、**「ユニバーサルデザインの考え方に基づいた国土交通行政のあり方について」**を予定しています。

※いただいた意見書、回答書については、全体の傾向を整理等したうえで、後日、モニターのホームページ上で主要な意見などを公表する予定です。

７．モニターへの謝金

モニターに対して、課題・アンケート調査の回答の実績に応じ、謝金をお支払いします。謝金の額は、１件につき１千円（各モニター３千円を上限）とします。

※随時の意見には謝金はお支払いしませんのでご了承下さい。

８．モニターへの応募方法

国土交通行政インターネットモニターホームページ（https://www.monitor.mlit.go.jp/）にアクセスし、モニター募集案内ページ内にあります「応募申込フォーム」に必要事項を入力の上、１２月５日までに応募（送信）下さい。

なお、入力事項は、別添「応募申込書」の項目のとおりです。

お問い合わせは、お住まいの都道府県に応じ、「別表３」記載の窓口までお問い合わせ下さい。